

か月以上勤務した場合ならびに常勤職員と同じ時間を勤務したとみなされる非常勤職員が1年以上勤務した場合、退職手当が支払われる。(退職手当法第2条、各自治体の退職手当条例)

- 12 勤務経験年数に応じて、賃金は上昇する。または、職責に応じた賃金階梯がある。

◆休暇等について

- 13 年次有給休暇を取得できる。(労働基準法第39条、人事院規則15-15 第3条)
- 14 更新や再度の任用の際、使い残しの年次有給休暇は、繰り越される。(労働基準法第39条、平成19年10月1日付厚生労働省通知「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」)
- 15 夏季休暇取得制度がある。(人事院規則15-15 (非常勤職員の勤務時間及び休暇)の運用について(平成6年7月27日職職-329)、各自治体要綱)
- 16 災害等による出勤困難な場合や災害時の退勤途上危険回避の場合、有給で休暇を取得できる。(地公法第24条第5項、人事院規則15-15 第4条第1項各号)
- 17 親族が死亡し、葬儀等に参列する場合、必要な期間、有給で休暇を取得できる。(地公法第24条第5項、人事院規則15-15 第4条第1項各号)
- 18 公務上の負傷による病気休暇制度がある(地公法第24条第5項、人事院規則15-15 第4条第2項第8号)
- 19 公務外の負傷又は疾病による病気休暇制度がある。(地公法第24条第5項、人事院規則15-15 第4条第2項第9号)
- 20 骨髄移植のための検査・入院のために、必要と認められる期間を取得できるドナー休暇制度がある((地公法第24条第5項、人事院規則15-15 第4条第2項第10号)

<ワーク・ライフ・バランス>

◆マタハラ

- 21 妊産婦(妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性)が請求した場合には、重量物を取り扱う業務、有毒ガスを発散する場所での業務その他有害な業務に従事しない。また、請求により他の軽易な業務に転換できる。(労働基準法第64条の3、同法第65条3項、人事院規則10-7 第3条、同規則第6条第1項)
- 22 妊産婦が請求した場合には、時間外労働、休日労働、深夜業を命じられない。(労基法66条、人事院規則10-7 第4条)
- 23 女性労働者が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査を受ける必要な時間が確保されている。(男女雇用機会均等法12条、人事院規則10-7 第5条)
- 24 妊娠中の女性労働者からの請求に基づき、勤務時間の変更・短縮、通勤緩和等が行われる。(男女雇用機会均等法13条、人事院規則10-7 第7条)
- 25 妊娠中の女性労働者からの請求に基づき、適宜、休養や食事をとることができる。また、休養室があつて休息(有給)を取ることができる。(男女雇用機会均等法13条、人事院規則10-7第6条第2項、人事院給与局長通知給3-25平成10年2月13日)
- 26 妊娠障害休暇が制度化され、臨時・非常勤職員も取得できる。(男女雇用機会均等法13条、厚生労働省解釈通知)

◆セクハラ

- 27 勤務する自治体に、性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置が定められ、安心して相談できる窓口もある。(男女雇用機会均等法第12条)

◆ワーク・ライフ・バランス

- 28 生理休暇制度があり、必要と認められる期間、取得できる。(労働基準法第68条、人事院規則15-15 4条2項第7号)
- 29 産前産後休暇制度があり、取得できる。(労働基準法第65条、人事院規則15-15 4条2項第1・2号)
- 30 育児休業、部分休業があり、取得できる。(地方公務員育児休業法、各自治体条例)
- 31 生後満1年に達しない子を育てる者が取得できる育児時間制度があり、取得できる。(労働基準法第67条、人事院規則15-15 4条2項第3号)
- 32 小学校就学前の子を育てる者が取得できる子の看護休暇制度があり、取得できる。(地公法第24条第5項、人事院規則15-15 第4条第2項第4号)
- 33 介護休業(介護休暇)制度があり、取得できる。(育児介護休業法、各自治体条例、人事院規則15-15 第4条第2項第6号)
- 34 短期の介護休暇(概ね年間5日程度)制度がある。(地公法第24条第5項、育児介護休業法、人事院規則15-15 第4条第2項第5号)

＜社会保険及び労働保険＞

- 35 勤務時間は、常勤職員の勤務時間の4分の3以上で、2ヵ月以上勤務するものに、社会保険や厚生年金の適用がある。(健康保険法・厚生年金保険法)
- 36 任用されていない期間(空白期間)があっても、厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格が継続する。(平成26年1月17日付厚生労働省通知「厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格に係る雇用契約又は任用が数日空けて再度行われる場合の取扱いについて」)
- 37 1週間の勤務時間が20時間以上で、一月以上の雇用が見込まれるものに、雇用保険が適用されている。(雇用保険法)

＜労働安全衛生＞

- 38 労働安全衛生法に基づき、1年に1回、医師による健康診断が行われている。(労働安全衛生法第66条第1項及び労働安全衛生規則第44条)
- 39 労働基準法別表1に掲載される事業所に勤務するものに労災保険が適用になっている。(労働者災害補償保険法)
- 40 本庁職場や各種相談所などの事業所に勤務するものに、条例に基づき、公務災害補償が適用される。(地方公務員災害補償法69条)
- 41 職場の労働安全衛生委員に選出される場合がある。(労働安全衛生委員会)

＜その他の勤務条件＞

- 42 業務に関わる研修が行われ、参加が保障されている。(地方公務員法、パート労働法)
- 43 福利厚生施設が利用できる。(パート労働法)
- 44 ダブル・ワークが保障されている。(地公法第38条)

＜雇い止め、再度の任用＞

- 45 本人の意に反する雇い止めは行われない。
- 46 再度の任用の場合であっても、新たな任期と前の任期の間に一定の期間(空白期間)が置かれていない。
- 47 任用回数制限は置かれていない。
- 48 再度の応募にあたり、任用の回数や年数が一定数に達していることを捉え、一律に応募要件に制限を設けてはいない。
- 49 再度の応募にあたり、内部選考を優先させている。
- 50 意に反する処分が行われた場合の不服審査機関や苦情処理機関が行政内部に設置している。(地方公務員法の人事委員会や公平委員会、パート労働法15条)

大阪教育合同労組の勝利判決が最高裁で確定

報告：4／12 労働運動研究討論集会実行委／第3回研究会

大阪府が上告してちょうど1年後、年度末ギリギリの3月31日に、最高裁が「(憲法違反などを理由とした)上告」を棄却、「(判例違反などを理由とした)上告受理申し立て」の不受理決定を行った。このことにより、大阪高裁の勝利判決が確定した。混合労組の団交権を真正面から認めたこの判決の意義は限りなく大きい。

以下は略称「労運研」(全労協や全港湾、新聞労連、都労連、東京清掃、自治労などの役員有志で構成)の研究会での、山下恒生さん(大阪教育合同労組同特別執行委員)のお話の個人的な要約です。

(安田真幸)

＜臨時・非常勤教員が加入できる混合組合結成へ —大阪教育合同労組の歴史—＞

私たちは日教組の組合員だった時代から、婦人部運動の前進の陰で、その権利行使を支える非正規教員の問題に取り組んできた。婦人部が産休・育休・病休の権利を拡充することに伴って、代替教員として臨時教員(常勤講師)があてられる。また妊娠した教員の勤務軽減のため、体育の授業を担当する非常勤教員(非常勤講師)も採用される。これらの非正規教員は、常勤教員の復職時には雇い止めを余儀なくされ、賃金・労働条件などにも格差がある。

1989年、これらの問題に本格的に取り組むためにも、私たちは混合組合(公務員版合同労組)として大阪教育合同労組を結成した。結成後も外国語指導助手、障がい児介助員、給食パートなど学校職場で働く人たち、さらには私学・大学・専門学校・予備校などで働く人たちへと組織化を拡充してきた。労組法を活用し、団交拒否や不誠実団交には労働委員会に不当労働行為を申し立てて闘ってきた。

1992年に非常勤講師の一時金(氷代・餅代)での大阪府の不誠実団交を府労委に申し立てたが、「申立人不適格=混合労組否認」によって棄却された。その後、中労委では尼崎市や大阪府に対して「混合労組」を認める命令が相次ぎ、確立する。この状況も踏まえて、橋下知事のもとで大阪府が全面団交拒否に転じた2010年以降、毎年の団交拒否

を労働委員会に申し立てつつ闘いを進めてきた。

＜高裁判決確定の意義は？＞

① 混合労組の団交権を構成員の量的割合にかかわらずなく認めたこと

これまで裁判では「単一性格説・一元適用論=組合構成員の過半数の法的地位により、一元的に決まる」とする政府解釈が支持されていた。地公法適用の職員が過半数の場合は「職員団体」、労組法適用の職員が過半数の場合は「労働組合」、つまり「どちらか一つ」ということである。しかし、今回の最高裁決定では「複合性格説・二元適用論=労組法適用者には労働組合、地公法適用者には職員団体」、「労働組合と職員団体の二つの性格を持つ」とする組合側の長年の主張を認めた。

② 地公法適用者も「労組法上の労働者」としたこと

これまでは「地公法適用者は労組法上の労働者ではない」とする解釈が主流だった。しかし、高裁は「地公法58条は、労組法3条の労働者であることを前提として、その職務の特殊性から・・・労組法の適用排除を規定しているにすぎない」と判示し、組合の主張を受け入れた。

③ 雇用継続要求を「義務的団交事項」としたこと

「(雇用継続要求は)恒常的に会計年度を超えて継続して勤務している実態を踏まえて、勤務条件の変更または継続を求めるもので、新たな任用を交渉事項としたものではないから、控訴人の主張は採用できない」と判示し、大阪府の主張である「会計年度を超えた継続的な任用、更新は法律上も認められておらず、常に新たな任用である(※総務省の新たな解釈)」や「管理運営事項」などを退けた。

＜現在の状況＞

大阪府は常勤と非常勤とを切り離して団交することができず、常勤・非常勤一緒に団交を行っている。双方に関わる課題もあり、非常勤の取り組みの前進が常勤にも波及、返ってくる「ブーメラン効果」によって、組合の一体感が強まってきている。「ハイブリッド」な混合労組として、着実に前進している。

<2015年度定期総会>

NPO法人なので、年に1回定期総会を開催し、事業報告、決算報告、予算案、事業計画案、役員改選などを議題とします。正会員が議決権を持っていますが、全国各地にお住まいなので、定足数の二分の一を上回るためには、ご欠席の正会員は委任状をご提出いただきますので、ご協力をお願いいたします。

- ◆日時 6月22日(月)
午後6時30分～8時30分(6時15分開場)
- ◆会場 連合会館4階404会議室
(新御茶ノ水駅B3出口直結、御茶ノ水、小川町、淡路町からも徒歩数分)
- ◆内容
第1部：総会(会員以外の方も傍聴できます)
第2部：自治体のワークルールチェック(ブラック自治体)運動について
臨時・非常勤職員の公務災害(労災)について
- ◆参加費 500円

<なくそう！官製ワーキングプア・反貧困第7回・東京集会>

- ◆日時 9月13日(日)午前10時～午後5時(予定)
その後交流会もあり
- ◆会場 未定
- ◆内容
①運動を進めるための具体的な問題提起(臨時・非常勤職員の労災、就業規則策定など)
②総務省7.4新通知から1年を検証する
③自治体臨時・非常勤職員のワークルール50のチェックポイントを検証しました
④保育園はどうなる？(東京と北海道での保育

園調査、保育士語る)

- ⑤公共サービスの職場での取り組み
- ⑥DVD上映、川柳にチャレンジなどを企画中
- ◆参加費、賛同金などは改めてお知らせします。
- ◆主催 実行委員会
- ◆実行委員会にご参加ください～6月19日(金)
午後6時30分から、大塚労働会館

<なくそう！官製ワーキングプア・反貧困第3回・大阪集会>

- ◆日時 11月1日(日)午前10時～午後5時(予定)
その後交流会もあり
- ◆会場 エルおおさか
- ◆内容
午前：分科会
午後：全体会
*内容については、6月29日(月)の実行委員会で決定する予定です。(実行委員会は、午後6時30分からNPO法人働き方ASU-NET会議室、初めての参加者歓迎)
- ◆参加費、賛同金などは改めてお知らせします。
- ◆主催 実行委員会

<理事の本>

- ◆竹信三恵子理事
『ピケティ入門(「21世紀の資本」の読み方)』
金曜日 1,200円+税
- ◆白石孝理事長
『マイナンバー、番号管理から住民を守る』
自治体研究社926円+税
- 『共通番号制度の危険な使われ方
～マイナンバー制度の隠された本質を暴く』
現代人文社1,700円+税

<お薦めの本>

- ◆大内裕和・今野晴貴
『ブラックバイト』
堀之内出版1,700円+税

<編集後記>

本紙13号の発行が今年1月、通常なら4月に今号を発行していなければならなかったのですが、2か月遅れとなってしまいました。理事長の私事による業務遅滞が主な理由ですが、それだけ弱体NPOということ。もう少し、運営

体制を強化しないとイケないという反省です。総会ではそういった意見交換もしたいと思っています。それにしても、相談などが続いています。どれもが深刻な事態です。(白)

「官製ワーキングプア研究会レポート」 2015年6月・第14号

発行：特定非営利活動法人 官製ワーキングプア研究会

〒160-0008 新宿区三栄町16-4 芝本マンション403号(JR・東京メトロ四ツ谷駅)

携帯電話：090-2302-4908/FAX：03(3891)9381/電話：03(5269)0943

Eメールアドレス：kanseiwakingupua1950@yahoo.co.jp

ホームページアドレス：http://kwpk.web.fc2.com/

定価 1部200円